

2014年11月19日(水) 13:30-

マイノリティ女性フォーラム(院内集会)「マイノリティ女性の声を政策に！」

女性差別撤廃委員会での複合差別に関する議論と各国の対応

林陽子(弁護士、女性差別撤廃委員会委員)

1. 女性差別撤廃条約(CEDAW)とマイノリティ女性

1979年の国連総会で採択、日本は1985年に批准(来年が30周年！)

条約の解釈指針[ガイドライン]としての「一般勧告」

一般勧告28号(2010年採択)「締約国の中核的義務」

パラグラフ18. 差別の交差性(intersectionality)

「性とジェンダーに基づく女性に対する差別は、人種、民族、宗教、信条、健康、地位、年齢、階級、カースト、性的指向およびジェンダー・アイデンティティなど、女性に影響を及ぼす他の要因と分かちがたく結びついている。性またはジェンダーによる差別は、それぞれの集団に属する女性に対して、男性とは異なる程度や方法によって影響を及ぼす。締約国は、こうした差別の交差的な形態およびこれらに該当する女性に対する複合的な影響について、法的に認識し、差別を禁止しなければならない。締約国は、適切な場合には、条約4条1項と一般勧告25号による暫定的特別措置を含め、差別を撤廃するための政策およびプログラムを実施する必要がある。」

条約4条1項「男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置は、この条約に規定する差別と解してはならない」

一般勧告25号(2009年採択、暫定的特別措置)

パラグラフ12. 複合差別(multiple discrimination)

「女性のある集団は女性であるということによって向けられる差別に加え、人種、民族、宗教、障害、年齢、階級、身分その他の理由による複合的な形の差別によって苦しんでいることがありうる。締約国は、そのような複合的な悪影響を根絶するために、特定の暫定的特別措置を取る必要があることがありえる。」

2. 障害者の権利条約——「複合差別」が法令用語に

2006年国連総会で採択、日本は2014年に批准

条約6条 「締約国は、障害のある女性が複合的な差別を受けていることを認識し、およびこの点に関し、障害のある女性がすべての人権および基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。」

3. 2009年のCEDAW日本審査

マイノリティ女性の問題が総括所見で取り上げられる
フォローアップ項目として「暫定的特別措置」と「民法改正」が選ばれる

4. 2014年に提出されたCEDAW国家報告書

マイノリティ女性に関する記述をどう評価するか

5. CEDAWにおける今後の予定

2015年度中に事前質問票の作成が行われる見通し（NGOに発言の機会あり）
2016年度中に日本審査がある予定。早ければ2016年2月、遅くとも同年7月ではないか。

6. 国家報告書審査以外にNGOが果たせる役割

一般勧告の策定

たとえば、CEDAWでは1991年に女性障害者についての一般勧告を策定している（一般勧告18号）が、短いもので内容も不十分である。障害者の権利委員会と女性差別撤廃委員会の合同で障害を持った女性に関する一般勧告を策定することが考えられる。

例・2014年10月の会期で、子どもの権利委員会と女性差別撤廃委員会の共同での一般勧告が採択された（有害な慣行に関する一般勧告31号）。ふたつの委員会での共同での作業は人権条約上、初めて。

7. 2014年10月会期(59会期)で採択された総括所見はほぼすべて複合差別の問題を扱っている。いくつかを紹介して結びに代えたい（資料参照）

(以 上)